平成18年１月１日制定
平成18年６月８日改正
平成24年９月10日改正
令和８年10月22日改正
交　通　規　制　課

沖縄県警察本部交通安全施設整備工事入札参加資格確認基準

第１　該当工事

本入札参加資格確認基準の該当工事は交通信号機関連工事及び交通信号機関連保守委託業務並びに道路標識・標示関連工事とし、詳細は別紙１に示す。

第２　入札参加資格確認基準

１　沖縄県建設工事入札参加資格審査及建設業者格付名簿登録

⑴　交通信号機関連工事

沖縄県建設業者格付名簿に「電気工事（等級「Ｃ」以上)」で登録された有資格者であること。

⑵　交通信号機関連保守委託業務

沖縄県建設業者格付名簿に「電気工事（等級「Ｃ」以上)」で登録された有資格者であること。

⑶　道路標識・標示関連工事

沖縄県建設業者格付名簿に「土木一式工事（等級「Ｄ」以上)」又は「とび、土工、コンクリート工事」で登録された有資格者であること。

２　地理的条件

沖縄県内に建設業法に基づく本社又は支店、営業所等があること。

３　工事施工の技術的適正

⑴　交通信号機関連工事

過去３か年間の工事請負実績等で、次のア～エのいずれかに該当すること。

ア　交通信号機関連工事実績

国又は都道府県の警察が設置する交通信号機関連工事のうち請負金額500万円以上の工事実績があること。

イ　交通信号機関連工事及び道路管理者関連工事実績

次の⑺、⑴の両方に該当すること。

⑺　国又は都道府県の警察が設置する交通信号機関連工事で次のいずれかに該当すること。

①　請負金額500万円未満の工事実績があること。

②　一次下請負で交通信号機等の機器設置工事実績があること。

③　主任（監理）技術者の実務経験を有する技術者を該当工事の主任（監理）技術者として配置可能であり、実務経験等を証する書類の提出が可能であること。

⑴　国道、県道等主要道路で道路管理者が道路上に設置する街路灯又は監視カメラ関連工事等で請負金額500万円以上の工事実績があること。

ウ　国道、県道等主要道路で道路管理者が道路上に設置する道路情報板関連工事等のうち請負金額500万円以上の工事実績があること。

エ　入札参加実績

沖縄県警察本部の交通信号機関連工事の入札参加実績があること。

⑵　交通信号機関連保守委託業務

過去３箇年間の工事請負実績等で、次のア～ウのいずれかに該当し、かつエに該当すること。

ア　交通信号機関連保守委託業務実績

国又は都道府県の警察が設置した交通信号機関連機器等で入札参加を希望する同種機器の保守委託業務請負実績があること。

イ　交通信号機関連保守委託業務及び道路管理者関連保守委託業務実績

次の⑺、⑴の両方に該当すること。

⑺　国又は都道府県の警察が設置した交通信号機関連機器等で入札参加を希望する同種機器の保守委託業務で次のいずれかに該当すること。

①　一次下請負実績があること。

②　保守委託業務での指導監督的な実務経験を有する技術者を該当保守委託業務の技術者として配置可能であり、実務経験等を証する書類の提出が可能であること。

⑴　国道、県道等主要道路で道路管理者が設置する交通信号機又は類似設備（道路情報板等）の保守委託業務実績があること。

ウ　入札参加実績

沖縄県警察本部の交通信号機関連保守委託業務で入札参加を希望する同種機器の保守委託業務の入札参加実績があること。

エ　障害等発生時の緊急体制

⑺　障害発生時等に速やかに技術者を派遣し、該当施設の障害復旧対応が可能なこと。

⑴　入札参加申込み時に緊急連絡体制表等が提出可能なこと。

⑶　道路標識・標示関連工事

過去３箇年間の工事請負実績等で、次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア　道路標識・標示関連工事実績

国又は都道府県の警察が設置する道路標識・標示関連工事のうち請負金額500万円以上の工事実績があること。

イ　道路管理者関連工事実績

国道、県道等主要道路で道路管理者が設置する道路標識（案内標識、警戒標識、規制標識）工事、区画線設置工事等のうち請負金額500万円以上の工事実績があること。

ウ　入札参加実績

沖縄県警察本部の道路標識・標示関連工事の入札参加実績があること。

エ　上記のア、イ及びウの実績種別による入札参加可能工事は次のとおりとする。

⑺　道路標識工事、道路案内、警戒標識設置工事又は道路標示工事、区画線設置工事の片方のみの実績しかない場合は、実績のある工事の入札参加は可能とし、実績のない工事及び道路標識・標示一括工事の入札参加はできないものとする。

⑴　道路標識工事、道路案内、警戒標識設置工事又は道路標示工事、区画線設置工事の両方の実績等がある場合又は道路標識・標示一括工事の実績がある場合は、両方の工事及び一括工事の入札参加は可能とする。

オ　なお、道路標識と道路標示は「止まれ」標識と「停止線」標示等のように同時施工が必要な場合があること。また、施工管理の効率化及び経済性等を考慮し、道路標識と道路標示工事を一括工事とする場合がある。

４　主任（監理）技術者等

⑴　交通信号機関連工事及び道路標識・標示関係工事

建設業法に基づく主任（監理）技術者の配置が可能であること。

⑵　配置する主任（監理）技術者等が必要とする技術、知識

ア　交通信号機関連工事

交通信号機メーカー等が主催する「交通信号機関連技術講習会」の修了者又は同等の技術、知識、若しくは該当設備の知識、設置技術を有するものであること。

イ　交通信号機関連保守委託業務

交通信号機メーカー等が主催する「交通信号機関連技術講習会」の修了者又は同等の技術、知識、若しくは該当施設の知識、保守技術を有するものであること。

ウ　道路標識・標示関連工事

道路標示工事及び道路標識・標示一括工事は職業能力開発促進法に基づく路面標示施工技能士の資格保有者であること。

⑶　工事請負時に配置する主任（監理）技術者の資格、必要とする技術、知識及び直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類の提出が可能であること。

5　工事期間中の緊急連絡体制

⑴　工事期間中は昼夜を問わず緊急時の連絡体制が確保できること。

⑵　工事請負時に緊急連絡体制表等が提出可能なこと。

第３　参考項目（資格確認項目には含まない。）

1　信号機メーカー等が主催する交通信号機技術講習会

交通信号機技術講習会、交通信号機器講習会、その他交通信号機関係の講習会の修了者数

2　電気工事士等

⑴　第一種または第二種電気工事士の有資格者数

⑵　特殊電気工事(非常用予備発電装置)資格の有資格者数

3　路面標示施工技能士の有資格者数

4　クレーン運転、高所作業車運転資格

⑴　小型移動式クレーン（１ｔ以上５ｔ未満）運転資格又は移動式クレーン（５ｔ以上）運転士の有資格者数

⑵　玉掛資格で「0.5ｔ以上１ｔ未満」又は「１ｔ以上」の有資格者数

⑶　高所作業車操作資格で作業床高「２m以上10mm未満」又は「10mm以上」の有資格者数

5　車両、機械等の保有状況

クレーン付きトラック、高所作業車及びその他の車両、機械等保有台数

6　交通安全施設関係団体加入状況

⑴　一般社団法人　全国道路標識・標示業協会

⑵　沖縄県安全施設業協会

⑶　その他の団体

第４　工事入札参加申込方法及び受付時期等

1　入札参加申込

⑴　本基準を満足する工事について入札参加の申込みを行うこと。

⑵　工事入札参加申込書及び必要添付資料等に不備がある場合は受付ないものとする。

2　入札参加申込受付及び指名対象工事等

申込み受付は平日の勤務時間内（08:30～17:15）で随時とし、詳細は次の表のとおりとする。

⑴　新規申込み

受付	締切日	確認審査	指名対象工事	資格有効期限
第１次	７月末日	８月	受付年10月以降の契約工事	翌年３月末
第２次	１月末日	２月	受付年４月以降の契約工事	翌年３月末

⑵　継続申込み

受付	締切日	確認審査	指名対象工事	資格有効期限
年１回	１月末日	２月	受付年４月以降の契約工事	翌年３月末

３　入札参加資格基準確認審査

⑴　申込受付締め切り日までに申込みを受けた業者の資格確認を行い、基準を満足すると確認された業者を「入札参加資格業者」とする。

⑵　基準を満足していないと確認された業者については、受付締め切り日後の１か月以内に書面をもって通知するものとする。

⑶　入札参加資格確認審査後、基準を満足できなくなったことが確認された場合、その日をもって、その業者の「入札参加資格」を取り消すものとする。

４　入札参加申込方法

⑴　工事入札参加申込書及び様式１～４に必要事項を記載し、必要資料等を添付すること。

⑵　継続して入札参加を希望する場合は毎年１月末日までに工事入札参加申込書を提出すること。

⑶　工事入札参加申込書の受付は持参又は郵送とし、郵便の場合は受付期限内到着分を有効とする。ただし、郵送の場合は事前に担当係に連絡すること。

第５　工事入札参加資格申込書等提出先

〒900－0021
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県警察本部交通部交通規制課
管制施設係（交通信号機関係工事及び保守委託業務）
安全施設係（道路標識・標示関係工事）
℡098－862－0110（代表）

附則
本基準は、平成18年４月１日以降に契約する交通安全施設整備工事に適用するものとする。

附則
本基準は、平成18年10月１日以降に契約する交通安全施設整備工事に適用するものとする。

附則
本基準は、平成24年９月10日以降に契約する交通安全施設整備工事に適用するものとする。

附則

本基準は、令和８年10月22日以降に契約する交通安全施設整備工事に適用するものとする。

別紙１

沖縄県警察本部交通安全施設整備工事入札参加資格確認基準該当工事

交通信号機関連工事	信号機等端末装置関連工事 可変(灯火)標識端末装置関連工事 中央線変移端末装置関連工事 交通情報板端末装置関連工事 交通監視カメラ端末装置関連工事 対向車接近表示装置関連工事 パーキングメータ、チケット装置関連工事 交通管制システム中央設備関連工事 高速走行抑止システム関連工事
交通信号機関連保守委託業務	信号機等端末装置等保守委託 管制システム中央設備等保守委託 高速走行抑止システム保守委託
道路標識・標示関連工事	道路標識関連工事 道路標示関連工事 道路標識・標示関連一括工事